

～新型コロナウイルス感染拡大防止へのお願い～ 「飲食店における営業時間短縮要請」について

営業時間短縮要請の概要

対象区域

徳島県内全域

対象店舗

食品衛生法に基づく飲食店または喫茶店の
営業許可を得て、営業を行っている店舗
※ただし、一部対象外があります。

期 間

令和3年8月27日(金)20時～9月12日(日)24時

営業時間を**5時から20時**までとさせていただきます。(酒類提供は**19時まで**)

※営業許可を取得していても、対象とならない店舗の具体例
○総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
○ケータリングなどのデリバリー専門店
○スーパーやコンビニ等の小売店(イトインスペースは対象となりません)
○自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)コーナー
その他対象とならない店舗については、ホームページをご確認ください。

協力金の支給要件

- 「営業時間短縮にご協力いただいた飲食店」には協力金をお支払いします。
- 「通常、20時までに営業を終了している店舗は、営業時間短縮要請の対象外」となり、協力金の申請はできません。
- 「通常、20時以降も営業していた店舗」が、期間中、営業時間短縮要請をうけ、「終日休業されていた場合」にも対象となります。
- 協力金の申請の際には、県の「ガイドライン実践店ステッカー」を掲示していることが要件となります。
- 「時短営業を実施していることを示すチラシ」を利用者にわかるよう「店舗外等見やすい場所に掲示」すること。



協力金の支給額

【第4期】8月27日(金)～9月12日(日)

1日当たり「売上高」	7.5万円以下/日	7.5万円超～13.34万円未満/日	13.34万円以上～25万円以下/日	25万円超/日
協力金の支給額	3万円/日	4万円/日	売上高×0.3/日	7.5万円/日
大企業は1日あたり「売上高減少額」×0.4 [1日あたり上限「20万円」または「売上高×0.3」のいずれか低い額]				

※売上高は「前年度または前々年の同時期」の「売上高の平均等」により算出します。
※「開店1年未満の場合」は、「直近3ヶ月の「売上高の平均等」により算出します。
※「売上の証明が出来ない場合」の協力金は「3万円/日」となります(大企業を除く)。

協力金の申請について

「コロナ対策三ツ星店」の皆さま

- ※「**コロナ対策三ツ星店**」の方は、
「**一部前払**の申請ができます(8月28日(土)受付開始)」。
・「一部前払」で**定額25万円**をお支払いします。
・対象期間終了後、実績を確認して残額をお支払いします。
(「残額のお支払い」には、「再度申請が必要」となります)
※申請書類:「**前回協力金の受給実績**」がある店舗は、
①申請書 ②誓約書
③「**時短営業チラシ**」&「**ガイドライン実践店ステッカー**」を店頭に掲示した「写真」

「**コロナ対策三ツ星店**」以外の対象店舗

- ※「**コロナ対策三ツ星店**」以外の対象店舗は、
9月13日(月)から「**申請受付を開始**」します。
①申請書 ②誓約書
③「**時短営業チラシ**」&「**ガイドライン実践店ステッカー**」を店頭に掲示した「写真」など
※詳細については、県ホームページ等でご確認ください。

「**コロナ対策三ツ星店**」



- ※「**コロナ対策三ツ星店**」とは
①新型コロナウイルス感染拡大防止「**ガイドライン実践店ステッカー**」の掲示
②「**とくしまコロナお知らせシステム**」への登録
③「**PCR定期検査協力店ステッカー**」の掲示
以上の「3つの取組に参加」していただいている飲食店

飲食店を経営されている皆さまには、感染拡大防止のため、「PCR定期検査」にご理解、ご協力をお願いいたします。